

公益財団法人雨岳文庫 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人雨岳文庫（以下「当財団」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受け入れ基準)

第2条 当財団は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき

イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること

ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと

ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること

ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること

ホ その他理事長が当財団の運営上支障があると認める条件

(2) 寄附金等を受け入れることにより、当財団の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(寄附金等の種類及び募集)

第3条 当財団が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

(1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金等

(2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金等

2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

3 当財団は、常時、寄附金等を募ることができる。

(寄附金等の返還)

第4条 納付された寄附金等は、返還しない。

(受入手続)

第5条 寄附金等を当財団に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）又は口頭にて寄附金等の申し込みを行う。

2 当財団は、前項により寄附金等の申込を受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受け入れを行う。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金等の使途)

第6条 一般寄附金については、50%を公益目的事業費に、残りの50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に使用すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することも可とする。

2 特定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。

(受領書等の送付)

第7条 寄附金等を受領したときは、遅滞なく受領証明書等を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領証明書には、当財団の事業に関連する寄附金等である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第8条 当財団が受領する寄附金等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号について、事務所に備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

2 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年6月5日から施行する。(令和2年6月5日理事会決議)

年 月 日

公益財団法人雨岳文庫行

寄附金申込書

貴財団の趣旨に賛同し、次の金額を寄附します。

寄附金額 円

寄附金の使途（1か2のいずれかに○をつけてください）

1. 一般寄附金（使途を指定しない寄附金）

※一般寄附金は管理費に充当等、寄附金取扱規程第6条に定めた使途に使用します。

2. 特定寄附金（寄附者の特定した使途に使用する寄附金）

（具体的な事業名称や目的を記入して下さい。）

寄附申込者

ご芳名	
団体名	
ご住所	〒 —
連絡先	Tel — — e-mail @

※法人様の場合は、ご芳名欄に代表者のお役職とご芳名をご記入ください。

この寄附申込書は、次の宛先へお送りください。（メール送信も可）

〒259-1141

神奈川県伊勢原市上粕屋862-1

公益財団法人雨岳文庫

e-mail sajiemonugaku@bmail.plala.or.jp